

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II	
22.01	水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪 鉱水及び炭酸水 その他のもの	3.2% 無税		3% (無税)	無税		無税	無税	無税	無税	無税		L L	
2201.10 000														
2201.90 000							無税							
22.02	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。) 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) 1 砂糖を加えたもの 2 その他のもの その他のもの 1 砂糖を加えたもの 2 その他のもの													
2202.10 100	1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%		無税	9.7%					12.2%	L	
2202.10 200	2 その他のもの	16%		9.6%		無税	4.8%	7.2%	8.4%	8.4%			L	
2202.90 100	その他のもの 1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%		無税	8.3%					12.2%	L	
2202.90 200	2 その他のもの	16%		9.6%		無税	2.4%	7.2%	8.4%	7.2%			L	
22.03														
2203.00 000	ビール	6.40円/1		無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税		L	
22.04	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)													
2204.10 000	スパークリングワイン	201.60円 /1		182円/1	145.60円 /1	無税	無税	無税	134.4円/1				L	
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの													
2204.21 010	2リットル以下の容器入りにしたもの 1 シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	123.20円 /1		112円/1		無税	無税	101.82円 /1					L	
	2 その他のもの	21.3%又は 156.80円 /1のうちい ずれか低 い税率 ただしそ の税率が 93円/1を 下回る場 合は93円 /1	15%又は 125円/1の うちい ずれか低 い税率 ただしそ の税率が 67円/1を 下回る場 合は67円 /1		無税			13.8%又は 125.00円 /1のうちい ずれか低 い税率 ただしそ の税率が 50.25円/1 を下回る 場合は 50.25円/1					L	
2204.29 010	その他のもの 1 150リットル以下の容器入りにしたもの	21.3%又は 156.80円 /1のうちい ずれか低 い税率 ただしそ の税率が 93円/1を 下回る場 合は93円 /1	15%又は 125円/1の うちい ずれか低 い税率 ただしそ の税率が 67円/1を 下回る場 合は67円 /1		無税			13.8%又は 125.00円 /1のうちい ずれか低 い税率 ただしそ の税率が 50.25円/1 を下回る 場合は 50.25円/1					L	
	2 その他のもの	64円/1		45円/1	24円/1	無税							L	
2204.30 090	その他のぶどう搾汁													
	1 アルコール分が1%未満のもの													
	(1)砂糖を加えたもの													
111	A しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	27%		23%		無税	21.6%	11.5%	20.1%	21.6%	21.6%		L	
119	B その他のもの	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率	29.8%又は 23円/kg のうちい ずれか高 い税率		無税	27.9%又は 21.56円 /kgのうち いずれか 高い税率	14.9%又は 11.5円/kg のうちい ずれか高 い税率	26.1%又は 20.13円 /kgのうち いずれか 高い税率	27.9%又は 21.56円 /kgのうち いずれか 高い税率	27.9%又は 21.56円 /kgのうち いずれか 高い税率	27.9%又は 21.56円 /kgのうち いずれか 高い税率		KG	
	(2)その他のもの													
191	A しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	22.5%		19.1%		無税	17.9%	9.5%	16.7%	17.9%	17.9%		L	
199	B その他のもの	30%		25.5%		無税	23.9%	12.7%	22.3%	23.9%	23.9%		L	
200	2 その他のもの	64円/1		45円/1	無税			無税	無税	無税	無税		L	
22.05	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。)													
2205.10 000	2リットル以下の容器入りにしたもの	70.60円/1		69.30円/1	50.40円/1	無税	無税	無税	45.82円/1				L	
2205.90 100	その他のもの 1 アルコール分が1%未満のもの	22.5%		19.1%		無税	17.9%	13.8%	16.7%	17.9%	17.9%		L	
2205.90 200	2 その他のもの	70.60円/1		69.30円/1	50.40円/1	無税	無税	無税	45.82円/1				L	
22.06														
2206.00 100	その他の発酵酒(例えは、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)													
	1 アルコール分が1%未満のもの													
100	1 アルコール分が1%未満のもの	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率	29.8%又は 23円/kg のうちい ずれか高 い税率		無税	27.9%又は 21.56円 /kgのうち いずれか 高い税率			26.1%又は 20.13円 /kgのうち いずれか 高い税率	27.9%又は 21.56円 /kgのうち いずれか 高い税率	27.9%又は 21.56円 /kgのうち いずれか 高い税率	27.9%又は 21.56円 /kgのうち いずれか 高い税率		KG
	2 その他のもの													
210	(1)清酒及び濁酒	70.40円/1		(70.40円 /1)	無税								L	
	(2)その他のもの													
221	A 発酵酒(清酒を除く。)と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物	30.80円/1		27円/1		無税							L	
	B その他のもの													
225	(a)麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	(6.40円/1)	無税	(42.40円 /1)			無税	無税	無税	無税	無税		L	
	(b)その他のもの	43.10円/1		42.40円/1	30.80円/1	無税						1	L	
22.07	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)								無税					
2207.10	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。) 1 アルコール分が90%以上のもの													
							(27.2%)							

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II	
120	(1)工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの	無税					工業用アルコールの製造の用に供するもの 無税	工業用アルコールの製造の用に供するもの 無税	工業用アルコールの製造の用に供するもの 無税	工業用アルコールの製造の用に供するもの 無税	工業用アルコールの製造の用に供するもの 無税	L		
130	(2)その他のもの A アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)	無税							無税	無税	無税	L		
190	B その他のもの	(10%)	20.3%	38.10円/I		無税						L		
220	2 その他のもの (1)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)	無税							無税	無税	無税	L		
290	(2)その他のもの	44.80円/I				無税						L		
2207.20	変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)													
100	1 アルコール分が90%以上のもの	32%		27.2%		無税						L		
200	2 その他のもの	44.80円/I		38.10円/I		無税						L		
22.08	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料													
2208.20	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒						無税	無税	無税	無税	無税			
100	1 アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)	(193.20円/I)	無税	(無税)								L		
200	2 その他のもの	(227.90円/I)	無税	(無税)								L		
2208.30	ウイスキー						無税	無税	無税	無税	無税			
	1 パーボンウイスキー(アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限るものとし、その他のものにあつては内容品がパーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。)	(13.7%)	無税	(無税)										
011	- アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)											L		
019	- その他のもの											L		
	2 ライウイスキー(アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限るものとし、その他のものにあつては内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。)	(15.7%)	無税	(無税)										
021	- アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)											L		
029	- その他のもの											L		
	3 その他のもの													
031	(1)アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)	(207.20円/I)	無税	(無税)								L		
032	(2)その他のもの	(172.50円/I)	無税	(無税)								L		
2208.40	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	000	(20.2%)	無税	(18%)			無税	無税	無税	無税	無税	L	
2208.50	ジン及びジュネヴァ	000	(19.6%又は86.20円/Iのうちいずれか低い税率)	無税	(17.5%又は77円/Iのうちいずれか低い税率)			無税	無税	無税	無税	無税	L	
2208.60	ウォッカ	000	(17.9%)	無税	(16%)			無税	無税	無税	無税	無税	L	
2208.70	リキュール及びコーディアル	000	(141.10円/I)	無税	(126円/I)			無税	無税	無税	無税	無税	L	
2208.90	その他のもの													
	1 エチルアルコール及び蒸留酒													
	(1)フルーツブランデー													
111	A アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)	(193.20円/I)	無税	(無税)								L		
119	B その他のもの	(227.90円/I)	無税	(無税)								L		
	(2)その他のもの													
124	A エチルアルコール			82.50円/I										
	(a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)												L	
123	(b)その他のもの	96円/I		16%		無税							L	
125	B その他のもの													
	(a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)												L	
129	(b)その他のもの	17.9%		25.20円/I	無税			テキーラ、 メスカル 及びソ トール 無 税				2		
	2 その他のアルコール飲料													
220	(1)合成清酒及び白酒	70.40円/I		(70.40円/I)	無税				無税	無税	無税		L	
230	(2)果汁をもととした飲料(アルコール分が1%未満のものに限る。)	35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率		29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率	無税	27.9%又は21.56円/kgのうちいずれか高い税率		26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	27.9%又は21.56円/kgのうちいずれか高い税率	27.9%又は21.56円/kgのうちいずれか高い税率	27.9%又は21.56円/kgのうちいずれか高い税率	L	KG	
240	(3)その他のもの	89.60円/I		88円/I	無税				無税	無税	無税		L	

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
22.09 2209.00 000	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	8%		7.5%	4.8%	無税	6.6%	2.4%	3.6%	4.2%	4.0%		L

1 バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの 無税

2 糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒(カラメルで着色したものに限る。)である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの 無税